議案第２６号

斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局生涯学習課】

斑鳩町文化振興センターにおける町外居住者の施設の利用料金設定の導入等を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

１．主な改正内容

（１）町外居住者の施設の利用料金設定の導入（別表１の改正規定）

斑鳩町に住所を有しない者（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地が斑鳩町内にないもの。）が使用する場合の施設の利用料金を、別表に定める額の２倍に相当する額とします。

（２）多目的室の利用料金の設定（別表１の改正規定）

旧喫茶室を多目的室として新たに使用することとし、その利用料金を設定します。

（３）リハーサル室の利用料金区分の設定（別表１の改正規定）

リハーサル室の使用について、大ホール又は小ホールと併用する場合と、それ以外の場合の区分に応じ、それぞれ利用料金を設定します。

（４）その他（別表２の改正規定）

附属設備の利用料金は、規則において定めることとします。

２．施行期日等

（１）施行期日

令和９年４月１日から施行します。

（２）適用区分

改正後の斑鳩町文化振興センター条例の規定は、令和１０年４月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設及び附属設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例によります。